

令和5年色麻町議会定例会11月会議録(第1号)

令和5年11月28日(火曜日)午前10時00分開会

出席議員 11名

1番	大内直子君	3番	相原和洋君
4番	白井幸吉君	5番	河野諭君
6番	小川一男君	7番	佐藤貞善君
9番	今野公勇君	10番	天野秀実君
11番	山田康雄君	12番	福田弘君
13番	中山哲君		

欠席議員 2番 佐藤忍君 8番 工藤昭憲君

欠員 なし

会議録署名議員

10番	天野秀実君	11番	山田康雄君
-----	-------	-----	-------

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	早坂利悦君
副町長	山吹昭典君
総務課長	高橋正彦君
町民生活課長	山田栄男君
保健福祉課長兼地域包括 支援センター所長	高橋康起君

職務のため議場に参加した者の職氏名

議会事務局長	遠藤洋君
書記	大泉信也君

議事日程 第1号

日程第1	会議録署名議員の指名
日程第2	会議日程の決定
日程第3	議案第82号 色麻町職員の給与に関する条例の一部改正について
日程第4	議案第83号 色麻町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条

		例の一部改正について
日程第5	議案第84号	色麻町特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部改正について
日程第6	議案第85号	色麻町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について
日程第7	議案第86号	令和5年度色麻町一般会計補正予算（第6号）
日程第8	議案第87号	令和5年度色麻町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
日程第9	議案第88号	令和5年度色麻町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
日程第10	議案第89号	令和5年度色麻町介護保険特別会計補正予算（第2号）
日程第11	議案第90号	令和5年度色麻町介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）

本日の会議に付した事件

日程第1	会議録署名議員の指名	
日程第2	会議日程の決定	
日程第3	議案第82号	色麻町職員の給与に関する条例の一部改正について
日程第4	議案第83号	色麻町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について
日程第5	議案第84号	色麻町特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部改正について
日程第6	議案第85号	色麻町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について
日程第7	議案第86号	令和5年度色麻町一般会計補正予算（第6号）
日程第8	議案第87号	令和5年度色麻町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
日程第9	議案第88号	令和5年度色麻町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
日程第10	議案第89号	令和5年度色麻町介護保険特別会計補正予算（第2号）
日程第11	議案第90号	令和5年度色麻町介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）

午前10時00分 開会

○議長（中山 哲君） 御参集御苦勞さまでございます。

ただいまの出席議員は11名、欠席議員2名であります。定足数に達しておりますので、

ただいまから令和5年色麻町議会定例会を再開し、11月会議を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

日程に入るに先立ち、議長としての次の報告をいたします。

本日の議事日程は、議員各位のお手元に配付したとおりであります。

長より提案された会議事件は、議案第82号から議案第90号までの9案件であります。

次に、地方自治法第121条第1項の規定により、会議事件説明のため出席を求めた者、町長及び長より委任を受けた者が出席をいたしております。

職務のため議場に出席した者、議会事務局長及び書記であります。

以上をもちまして、議長としての諸般の報告を終わります。

○議長（中山 哲君） これより本日の日程に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（中山 哲君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第117条の規定により、議長において、10番天野秀実議員、11番山田康雄議員の両議員を指名いたします。

日程第2 会議日程の決定について

○議長（中山 哲君） 日程第2、会議日程の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。11月会議の日程につきましては、本日1日といたしたいと思いません。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 御異議なしと認めます。よって、11月会議は本日1日と決しました。

日程第3 議案第82号 色麻町職員の給与に関する条例の一部改正について

日程第4 議案第83号 色麻町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について

○議長（中山 哲君） 日程第3、議案第82号色麻町職員の給与に関する条例の一部改正について、日程第4、議案第83号色麻町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について、以上の2案件はいずれも関連がありますので一括議題とし、質疑・討論・採決は各議案ごとに行いたいと思いましたが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 御異議なしと認めます。よって、日程第3、議案第82号、日程第4、議案第83号については一括議題とし、質疑・討論・採決は各議案ごとに行うことに決しました。

○議長（中山 哲君） 日程第3、議案第82号色麻町職員の給与に関する条例の一部改正改正について、日程第4、議案第83号色麻町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について、以上2か件を一括議題といたします。

議案朗読は省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（高橋正彦君） まず、一括議題とさせていただきます、ありがとうございます。

まず初めに、議案第82号色麻町職員の給与に関する条例の一部改正について、提案理由を御説明いたします。

政府は、国家公務員の給与改定について、本年8月7日の人事院勧告どおり実施することなどを内容とする本年度の公務員給与改定の方針が10月20日閣議決定され、同日付け総務副大臣通知により、地方公務員の給与改定等に関する取扱いが示されました。これに基づく給与法改正法案は、衆議院が11月14日に、参議院が11月17日に可決されております。これにより、本町においてもその勧告内容、国の給与法改正に準じて、町職員の給与条例を改正するものであります。

本年度の人事院勧告では、民間企業における初任給の動向や、公務において人材確保が喫緊の課題であること等を踏まえ、俸給及びボーナスの引上げを行う内容であります。本日配付いたしました条例改正概要、議案第82号関係の参考資料と審議資料の2ページを御覧ください。

今回の勧告では、民間給与との格差0.96%、金額にして3,869円を解消するため、初任給を大幅に引上げ、若年層に重点を置き、人材の確保を図るため、号俸について改定されるものであります。

まず、参考資料の上のほうの①の月例給の改正のところですが、初任給については一般試験高卒者で1万2,000円、7.8%の引上げ、大卒者で1万1,000円、5.9%の引上げとなります。

また、俸給全体の平均改定率は1.1%となり、資料には記載しておりませんでした。1級で5.2%、2級で2.8%、3級で1.0%、4級で0.4%、5級以上で0.3%の引上げとなり、平均改定率が1.1%となっております。審議資料2ページから8ページの行政職給料表のとおり改正するものでございます。

続いて、参考資料の②、③の期末手当、勤勉手当の支給割合の改正についてですが、民間の支給状況等を踏まえ、支給月数の引上げ分は一般職員において0.1月分で、期末手当及び勤勉手当に0.05月分ずつ均等に配分されることとなります。

また、再任用職員については0.05月分の引上げとなり、期末手当及び勤勉手当に0.025月分ずつ均等に配分されることとなります。

その下の表に移りまして、まず5年度分といたしまして、12月の一般職員期末手当、現行1.20月を0.05月引上げ1.25月に、勤勉手当は1.00月を0.05月引上げ1.05月となります。

その下の表に移りまして、再任用職員の期末手当は現行0.675月を0.025月引上げ0.70月に、勤勉手当は0.475月を0.025月引上げ0.50月となります。

令和6年度以降については、6月、12月の期末手当を一般職員現行1.20月を0.025月引上げ1.225月に、勤勉手当は1.00月を0.025月引上げ1.025月に改正。

再任用職員期末手当につきましては、現行0.675月を0.0125月を引上げ0.6875月に、勤勉手当は0.475月を0.0125月引上げ0.4875月に改正するものであり、これらについては審議資料の1ページ、2ページ及び9ページの新旧対照表に記載されているとおりに改正をいたすものでございます。

これにより年間のボーナスにつきましては、一般職員の現行が4.4月から4.5月に、再任用職員は、現行2.3月から2.35月に改正となります。

最後に、この改正条例の施行日でございますが、月例給の改正については、令和5年4月1日に遡及され、ボーナスの5年度分については公布の日から、6年度以降分については、令和6年4月1日からとなります。

続きまして、議案第83号色麻町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について、提案理由を御説明いたします。

議案第82号職員の給与条例において、月例給の改定がありました。会計年度任用職員の給与については、行政職給料表の1級及び2級の給料表と同様と規定していることから改正するのものです。

参考資料の2ページ、上段の議案第83号の欄と、審議資料の10ページを御覧ください。

審議資料の10ページ、この表は先ほども申し上げましたが、行政職給料表1級、2級と同じものでございます。改定率は1級が5.2%、2級が2.8%となり、1,000円から1万2,000円の引上げとなります。

最後に、この改正条例の施行日でございますが、公布の日から施行し、改正後の規定は令和5年4月1日からの遡及適用となります。

以上、よろしく御審議を賜り御可決くださいますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。よろしくお願いたします。

○議長（中山 哲君） 以上をもって提案理由の説明を終わります。

○議長（中山 哲君） これより議案第82号色麻町職員の給与に関する条例の一部改正についての質疑に入ります。質疑ありませんか。3番相原和洋議員。

○3番（相原和洋君） ただいま総務課長の説明を受け、国の人事院勧告における法律の改正に伴うものということは御承知させていただきました。

ただ、そこです、これを決める際の基準等が多分あると思われ、審議資料の1ページ、こちらの17条、期末手当等についてをお尋ねしていきたいなと思います。

17条において、条例文の文中にもございます勤務成績に応じてという文言がございます。この勤務成績の判断基準の考え方、捉え方をどのようにして、ここの人事院勧告に合わせて数字を捉えるのか、まず1点それをお尋ねしたい。

また、17条の2で、任命権者が規則で定める基準という文言がこれに載っております。こういった基準なのか、2件合わせて御質問をさせていただきたいと思っております。

○議長（中山 哲君） 副町長。

○副町長（山吹昭典君） 相原議員の質疑に答弁をさせていただきます。

まず、最初に第17条、勤勉手当のその勤務成績の判断ということでございますが、これについては、毎年人事評価を行い、その評価の結果に応じてその勤勉手当の率を決めているところでございます。あくまでも人事評価の結果に基づいた勤勉手当の支給ということになっております。

以上でございます。

○議長（中山 哲君） もう1つ。総務課長。

○総務課長（高橋正彦君） どうも大変申し訳ございません。

これはですね、この勤勉手当を定めるに当たって、何ていうか、枠がありまして、その枠を定めておりまして、それが先ほど副町長が言ったように、その人事評価に基づいて定められた枠ということになってございます。それが規則で定められているということになっております。

以上です。

○議長（中山 哲君） 3番相原和洋議員。

○3番（相原和洋君） ただいま副町長及び総務課長の答弁聞かせていただきました。勤務成績については、人事評価の下において、それを基礎額に率を計算して出されたと。

また、17条の2についての規則については、枠があると。この枠というのは、どういう枠なのかはちょっと私も分かりかねるんですが。

そこでですね、その枠、これ多分、休職者のことを言われているのかなと思われま。違いますかね。例えば現在、本庁における休職者がいるのか、いないのか。また、この休職者がいた場合、この休職者の扱い方、こういった方になるのか、その点を2点目をお尋ねしておきたいなと思っております。

○議長（中山 哲君） 総務課長。

○総務課長（高橋正彦君） お答えいたします。

今、病気休暇で、病気休暇で休んでいる方は、今現在3名となっております。

それで、その職員の扱いですけれども、一応基本的には180日を超えると休職扱いというような形になって、給料から減額されたりとか、そういう形になったりすることもあります。その辺をあと、その後ですね、そういう成績などを評価した上で勤勉手当が支給されるという形になります。

以上でございます。

○議長（中山 哲君） 3番相原和洋議員。

○3番（相原和洋君） これは3問目ですから、今、課長より病欠で3名、今、休職者がいられると。休職者というのを考えた際に、病欠以外にも産休、その他もろもろ。あとは本庁にはいないと思いますが、法に引っかからないで今いろんな施行問題で引っかかってる方、そういった方々を含めて休職者というのではないかと思われるんですが、本庁においては病欠で今3名、産休の方とかはいないっていうことですよ、そうしますと。

そうしますと、休職者に対しての期末手当及び勤勉手当等々についての手当の仕方も、同様の形の利率で計算するという事で御承知すればいいのか。

そうしますと、先ほど言われた人事評価の部分に行くと、180日を超えてるものから、半年以上、そういった部分の計算の仕方がどうなるのか、その点を最後に御質問しておきたいと思うんですが、いかがですか。

○議長（中山 哲君） 総務課長。

○総務課長（高橋正彦君） 大変申し訳ございません。

その休職とって、病休の対象者の人数を言いましたけども、産休で休んでる職員もおりますし、育休で休んでいる職員もおります。

それで、その勤勉手当につきましては、これは勤勉手当の計算方法って結構複雑でありまして、休んだ日とかなんとか、いろいろ日割りだったりとか、そういうので計算されますので、そういうのをしっかり反映した上で、それが勤勉手当にしっかりと反映されるようにはなっておりますので、その計算に基づいてやっております。

以上でございます。

○議長（中山 哲君） ほかに質疑ありませんか。10番天野秀実議員。

○10番（天野秀実君） それでは、お伺いをいたします。

昨日も同じ質問をしたものですから、またここで同じ質問をさせていただきますが、この中でポイントというのは、職員の給与並びに期末手当を上げていくんだと。これは根拠になっているのは、人事院勧告であると。その人事院勧告の根拠となっているのは、民間企業との格差を是正するためだと、こういうことになっております。そこで、このお話を町民の皆さんがお伺いしたとき、これは自分たちの世間一般の常識とは乖離があるのではないかと疑われる可能性があります。

そこでお伺いしますが、この民間格差を是正するための民間とは何を指しているのかと。これは人事院勧告がこの民間の基準をつくる時に明確な基準があります。まず、その点についてお伺いをいたします。

○議長（中山 哲君） 総務課長。

○総務課長（高橋正彦君） 天野議員にお答えいたします。

まず、この人事院勧告をするに当たってですね、確かに人事院のほうで民間会社のほうに調査をいたします。それで、その調査につきましては、令和5年4月現在における民間給与の実態を調査するものでございまして、調査の対象につきましては、全産業の企業規模50人以上かつ事業所規模50人以上の全国の民間事業所5万8,818事業所のうち

から抽出した1万1,864事業所を対象に調査をいたしまして、その結果に基づいてこのように今回、御提案申し上げたように、民間との格差があるという調査結果が出まして、それに基づいて今回、人事院勧告がなされたものと考えております。

以上です。

○議長（中山 哲君） 10番天野秀実議員。

○10番（天野秀実君） 今の説明だけだと、よく、多分、分からない部分が多いんだと思いますね。事業規模50人以上、これは5万8,000何がしあると。しかし、抽出されたのは1,286と言ったかな、1万2,000、1万2,086、これが抽出されてやられているということなんですが、この辺もっと正確に本来お話ししていただかなければならないんだらうと思います。

そして、なおかつ、これらの会社はしっかりと利益を上げてね、利益を上げて社会貢献をしていると。倒産しているような会社ではないわけですよ。そういうところが抽出されているとね、ということなんです。要するに、一流企業がこの根拠になっていると、民間企業となっているということだと私は理解をしております。これが違うのであれば、また違うということをね、お話ししていただければよろしいかと思います。

そこでね、町長、最後に町長の方針、お伺いを、お伺いしておきたいんですが、実はこの民間企業、抽出された民間企業というのは、いずれも倒産のリスクを背負いながら利益を上げて社会貢献をしている会社だと私は理解をしているんですよ。でないとな、こういう数字は出てこないんですよ。倒産のリスクを抱えながらやっているところが根拠になっていると。そして、これらの会社はしっかりと利益を上げてもうけていると。そして、社会貢献をしていると。

そこでね、そこで、こういう一流企業と同じ給与体系に人事院勧告ではしようということで、今、色麻町でもこういう提案をされているということだと理解をしております。

そこで、町長にお伺いしておきますが、私はこのとき職員の皆さんにね、職員の皆さんにですよ、この大変な中で民間企業では努力して頑張っていると。そのとき、皆さんは倒産のリスクはないと。安心して町民の皆さんのために仕事ができる状況にあるとね。それを議会が認めてくれたとするならば、やはり町民の幸せのためにといいますか、町民が豊かになるためにどうすればいいかという、そういった提案を踏まえながら頑張るべきだという叱咤激励が私はあるのではないかと理解してるんですよ、この議会の後にね。そういった町長の姿勢を職員の皆さんにお示しするというお考えを持っていると理解しておりますが、それでよろしいのかどうかお伺いします。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） そういうふうなふうに言われれば、これまではそういう、改めてそういうようなことの機会は設けてはおりませんけれども、そう言われればこれは年頭の挨拶か、その場面か何かで触れるということにしたいと思います。

○議長（中山 哲君） よろしいですか。（「了解」の声あり）

ほかにありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

○議長（中山 哲君） これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

○議長（中山 哲君） これより採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（中山 哲君） これより議案第83号色麻町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正についての質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

○議長（中山 哲君） これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

○議長（中山 哲君） これより採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第84号 色麻町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について

日程第6 議案第85号 色麻町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について

○議長（中山 哲君） 日程第5、議案第84号色麻町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について、日程第6、議案第85号色麻町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について、以上の2か件はいずれ

も関連がありますので一括議題とし、質疑・討論・採決は議案ごとに行いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 御異議なしと認めます。よって、日程第5、議案第84号、日程第6、議案第85号については一括議題とし、質疑・討論・採決は各議案ごとに行うことに決しました。

○議長（中山 哲君） 日程第5、議案第84号色麻町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について、日程第6、議案第85号色麻町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について、以上2か件を一括議題といたします。

議案朗読は省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（高橋正彦君） これにつきましても、一括議題とさせていただきます、ありがとうございます。

議案第84号色麻町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について、並びに議案第85号色麻町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について、提案理由を御説明いたします。

この2か件については、改正内容が同じでありますので、一括で御説明させていただきます。

先ほど御可決賜りました議案第82号職員の給与条例と同様、人事院勧告に基づくものとなりますが、常勤特別職並びに議会議員の期末手当を、年3.3月から0.1月分引上げ3.4月とする内容となっております。

参考資料の2ページの下段の議案第84号、第85号の欄と、審議資料17ページ、18ページを御覧ください。

5年度分といたしまして、12月の期末手当、現行1.65月を0.1月引上げ1.75月に、6年度以降については、6月、12月の期末手当、現行1.65月を0.05月ずつ引上げ1.70月に改正するものであります。

最後に、この改正条例の施行日でございますが、5年度分については公布の日から、6年度以降分については、令和6年4月1日からとなります。

以上、よろしく御審議を賜り御可決くださいますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（中山 哲君） 以上をもって提案理由の説明を終わります。

○議長（中山 哲君） これより議案第84号色麻町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正についての質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

○議長（中山 哲君） これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

○議長（中山 哲君） これより採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（中山 哲君） これより議案第85号色麻町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正についての質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

○議長（中山 哲君） これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

○議長（中山 哲君） これより採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第86号 令和5年度色麻町一般会計補正予算（第6号）

○議長（中山 哲君） 日程第7、議案第86号令和5年度色麻町一般会計補正予算（第6号）を議題といたします。

議案朗読は省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（高橋正彦君） 議案第86号令和5年度色麻町一般会計補正予算（第6号）について、提案理由を御説明いたします。

今回、既定の一般会計予算総額に歳入歳出それぞれ1,563万3,000円を追加し、予算総額を51億5,971万2,000円とするものであります。先ほど御可決賜りました議案第82号から第85号の条例改正による人事院勧告に伴う補正となっております。

まず、歳出から御説明いたします。

今回の改定による増額分といたしましては、全体で約2,200万円程度となっておりますが、予算的には予算現額から不足する分の補正となっております。

議員期末手当分が35万6,000円の増、特別職、町長、副町長及び教育長の期末手当分が合わせて23万5,000円の増、一般職員分が553万4,000円の増、会計年度任用職員分が885万3,000円の増額となりました。

議案書22ページをお開きください。

第1款議会費では、議員期末手当など61万7,000円の増額。

第2款総務費では、第1項総務管理費、23ページに移りまして、第2項徴税费、24ページの第3項戸籍住民基本台帳費、第5項統計調査費において、2款総務費の合計で219万5,000円の増額となります。

第3款民生費では、第1項社会福祉費、25ページに移りまして、第2項児童福祉費の合計で500万9,000円の増額。

26ページの第4款衛生費は、第1項保健衛生費で89万7,000円の増額。

第6款農林水産業費では、第1項農業費、28ページに行きまして、第2項林業費合わせまして258万6,000円の増額。

第8款土木費、第2項道路橋梁費では1万6,000円の増額。

第10款教育費では、第1項教育総務費から、30ページの第5項保健体育費までの合計で406万9,000円の増額。

第14款予備費では24万4,000円を増額し、予算の調整を行いました。

次に、議案書21ページにお戻り願います。

歳入でございますが、今回の人事院勧告の増額に伴う財源として、第15款国庫支出金第2項国庫補助金1目民生費国庫補助金において、子育て世帯生活支援特別給付金給付事業補助金で1万1,000円の増額。

第16款県支出金第2項県補助金1目総務費県補助金では、市町村消費者行政強化事業等補助金において12万2,000円増額となり、これらの2つの補助金については、その事業の会計年度任用職員の報酬等の財源に充当しております。

これら以外の財源につきましては、第19款繰入金第2項基金繰入金において、財政調整基金繰入金から1,550万円を繰り入れたところでございます。

以上、令和5年度色麻町一般会計補正予算（第6号）の概要を申し上げます。よろしく御審議を賜り御可決くださいますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長（中山 哲君） 以上をもって提案理由の説明を終わります。

○議長（中山 哲君） これより総括質疑に入ります。総括質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 総括質疑なしと認めます。これをもって総括質疑を終了いたします。

○議長（中山 哲君） それでは、款項を追って質疑をお願いいたします。

議案書21ページ、歳入から入ります。

歳入。

第15款国庫支出金第2項国庫補助金。（「なしの声あり」

第16款県支出金第2項県補助金。（「なし」の声あり）

第19款繰入金第2項基金繰入金。（「なし」の声あり）

22ページ、歳出に入ります。

第1款議会費第1項議会費。（「なし」の声あり）

第2款総務費第1項総務管理費。（「なし」の声あり）

23ページ。

第2項徴税費。（「なし」の声あり）

第3項戸籍住民基本台帳費。（「なし」の声あり）

第5項統計調査費。（「なし」の声あり）

第3款民生費第1項社会福祉費。（「なし」の声あり）

25ページ。

第2項児童福祉費。（「なし」の声あり）

第4款衛生費第1項保健衛生費。（「なし」の声あり）

第6款農林水産業費第1項農業費。（「なし」の声あり）

28ページ。

第2項林業費。（「なし」の声あり）

第8款土木費第2項道路橋梁費。（「なし」の声あり）

第10款教育費第1項教育総務費。（「なし」の声あり）

29ページに入ります。

第2項義務教育学校費。（「なし」の声あり）

第3項幼稚園費。（「なし」の声あり）

第4項社会教育費。（「なし」の声あり）

第5項保健体育費。（「なし」の声あり）

第14款予備費第1項予備費。（「なし」の声あり）

以上で款項の質疑が終わりました。これをもって質疑を終了いたします。

○議長（中山 哲君） これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

○議長（中山 哲君） これより採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（中山 哲君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第87号 令和5年度色麻町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）

- 議長（中山 哲君） 日程第8、議案第87号令和5年度色麻町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

議案朗読は省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。町民生活課長。

- 町民生活課長（山田栄男君） 議案第87号令和5年度色麻町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ10万9,000円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ7億9,386万1,000円とするものであります。

初めに、歳出のほうから説明いたします。

議案書37ページをお開きください。

第1款第1項1目一般管理費では、色麻町職員の給与に関する条例の一部改正に伴う人件費の増額で10万9,000円を増額いたしました。

次に、歳入について申し上げます。

議案書36ページにお戻りください。

第6款第1項1目一般会計繰入金では、一般会計繰入金の人件費分として不足する10万9,000円を増額し、歳入歳出の調整を図るものでございます。

以上、よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明とさせていただきます。

- 議長（中山 哲君） 以上をもって提案理由の説明を終わります。

- 議長（中山 哲君） これより総括質疑に入ります。総括質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（中山 哲君） 総括質疑なしと認めます。これをもって総括質疑を終了いたします。

- 議長（中山 哲君） それでは、款項を追って質疑をお願いいたします。

議案書36ページ、歳入から入ります。

歳入。

第6款繰入金第1項他会計繰入金。（「なし」の声あり）

歳出に入ります。

第1款総務費第1項総務管理費。（「なし」の声あり）

以上で款項の質疑が終わりました。これをもって質疑を終了いたします。

○議長（中山 哲君） これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

○議長（中山 哲君） これより採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第88号 令和5年度色麻町後期高齢者医療特別会計補正予算
(第2号)

○議長（中山 哲君） 日程第9、議案第88号令和5年度色麻町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

議案朗読は省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。町民生活課長。

○町民生活課長（山田栄男君） 議案第88号令和5年度色麻町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9万4,000円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ8,897万円とするものであります。

初めに、歳出のほうから御説明いたします。

議案書44ページをお開きください。

第1款第1項1目一般管理費では、色麻町職員の給与に関する条例の一部改正に伴う人件費の増額で9万4,000円を増額いたしました。

次に、歳入について申し上げます。

議案書43ページになります。

第3款第1項1目事務費繰入金では、事務費繰入金の人件費分として不足する9万4,000円を増額し、歳入歳出の調整を図るものでございます。

以上、よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます、提案理由とさせていただきます。

○議長（中山 哲君） 以上をもって提案理由の説明を終わります。

○議長（中山 哲君） これより総括質疑に入ります。総括質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 総括質疑なしと認めます。これをもって総括質疑を終了いたしま

す。

- 議長（中山 哲君） それでは、款項を追って質疑をお願いいたします。
議案書43ページ、歳入から入ります。
歳入。
第3款繰入金第1項一般会計繰入金。（「なし」の声あり）
歳出に入ります。
第1款総務費第1項総務管理費。（「なし」の声あり）
以上で款項の質疑が終わりました。これをもって質疑を終了いたします。

- 議長（中山 哲君） これより討論に入ります。討論ありませんか。
〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（中山 哲君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

- 議長（中山 哲君） これより採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（中山 哲君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第89号 令和5年度色麻町介護保険特別会計補正予算
(第2号)

- 議長（中山 哲君） 日程第10、議案第89号令和5年度色麻町介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

議案朗読は省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。保健福祉課長。

- 保健福祉課長兼地域包括支援センター所長（高橋康起君） 議案第89号令和5年度色麻町介護保険特別会計補正予算（第2号）につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ36万4,000円を追加し、歳入歳出それぞれ8億3,409万8,000円とするものでございます。

先に、歳出の補正から御説明申し上げます。

議案書51ページを御覧ください。

第1款総務費第1項総務管理費と、第5款地域支援事業費第1項一般介護予防事業費、第2項包括的支援事業・任意事業費では、給与条例等の改正による人件費の増額分といたしまして36万4,000円を増額いたしました。

次に、歳入について申し上げます。

議案書50ページを御覧ください。

第7款繰入金第1項他会計繰入金で、事務費繰入金として不足する36万4,000円を増額し、歳入歳出予算の調整を図るものでございます。

以上、よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（中山 哲君） 以上をもって提案理由の説明を終わります。

○議長（中山 哲君） これより総括質疑に入ります。総括質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 総括質疑なしと認めます。これをもって総括質疑を終了いたします。

○議長（中山 哲君） それでは、款項を追って質疑をお願いいたします。

議案書50ページ、歳入から入ります。

歳入。

第7款繰入金第1項他会計繰入金。（「なし」の声あり）

歳出に入ります。

第1款総務費第1項総務管理費。（「なし」の声あり）

第5款地域支援事業費第1項一般介護予防事業費。（「なし」の声あり）

第2項包括的支援事業・任意事業費。（「なし」の声あり）

以上で款項の質疑が終わりました。これをもって質疑を終了いたします。

○議長（中山 哲君） これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

○議長（中山 哲君） これより採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第90号 令和5年度色麻町介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）

○議長（中山 哲君） 日程第11、議案第90号令和5年度色麻町介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

議案朗読は省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。保健福祉課長。

○保健福祉課長兼地域包括支援センター所長（高橋康起君） 議案第90号令和5年度色麻

町介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を374万円とするものでございます。

先に、歳出の補正から御説明申し上げます。

議案書58ページを御覧ください。

第1款サービス事業費第1項居宅介護支援事業費では、給与条例等の改正による人件費の増額分といたしまして7万9,000円を増額いたしました。

次に、歳入について申し上げます。

議案書57ページを御覧ください。

第2款繰入金第1項一般会計繰入金として不足する7万9,000円を増額し、歳入歳出予算の調整を図るものでございます。

以上、よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（中山 哲君） 以上をもって提案理由の説明を終わります。

○議長（中山 哲君） これより総括質疑に入ります。総括質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 総括質疑なしと認めます。これをもって総括質疑を終了いたします。

○議長（中山 哲君） それでは、款項を追って質疑をお願いいたします。

議案書57ページ、歳入から入ります。

歳入。

第2款繰入金第1項一般会計繰入金。（「なし」の声あり）

歳出に入ります。

第1款サービス事業費第1項居宅介護支援事業費。（「なし」の声あり）

以上で款項の質疑が終わりました。これをもって質疑を終了いたします。

○議長（中山 哲君） これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

○議長（中山 哲君） これより採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（中山 哲君） 以上をもって、令和5年色麻町議会定例会11月会議に付された案件は全部終了いたしました。

お諮りいたします。本会議は、この後、明日11月29日から次の会議までを休会といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中山 哲君） 御異議なしと認めます。よって、明日11月29日から次の会議までを休会とすることに決しました。

本日はこれをもって散会いたします。

大変御苦勞さまでした。

午前10時59分 散会
